

事業補助金交付に係る書類の提出について

今年度も広島県ゴルフ協会加盟団体主催事業に対し、事業補助金を交付致します。
交付事業の決定にあたっては、各加盟団体より提出いただいた事業計画書に記載されていた事業のうち、事業補助金交付申請書並びに事業補助金交付請求書が適正に提出されたものが対象となります。
ご参考までに、手続きの手順、提出書類についてご説明します。
(なお、申請書類等は既に母体となる団体へ発送しております)

手続きの手順

(県民体育大会地区予選大会・地域ゴルフ大会と同様)

事業の開催日時・会場が決定。



事業補助金申請書・収支予算書[様式①]を提出。(大会実施要項を必ず添付)
※支部は母体となる団体へ送付し、母体の団体が県ゴルフ協会へ提出。



事業実施日(大会当日)



事業補助金交付請求書・収支報告書[様式②]を提出。
(当日のスタート表、成績結果を必ず添付)

※支部は母体となる団体へ送付し、母体の団体が県ゴルフ協会へ提出。
県ゴルフ協会より『事業補助金交付決定通知』を母体となる団体へ送付します



県ゴルフ協会より事業補助金を交付します。(母体となる団体の口座へ振込)

<添付書類>

- 事業補助金交付申請書・収支予算書 [様式①] * 県民体育大会地区予選大会用、地域ゴルフ大会用(各1部)
- 事業補助金交付請求書・収支報告書 [様式②] "

広島県ゴルフ協会ホームページからダウンロードしてご利用できます。(広島県内市町ゴルフ協会)

※届出のある指定口座に変更がある場合のみ、指定口座記入表を提出いただきます。(母体のみ)

※母体の団体は、各支部の大会実施日等を把握していただきますようお願いいたします。

様式①、様式②は県民体育大会地区予選用と地域ゴルフ大会用の2種類ありますのでお間違えのないようご提出ください。